

令和2年度

「ふれあい地域懇談会」に係る議題について

< 鎌倉地域－南地区 >

内容	
地域の懸案事項に関する報告	<ul style="list-style-type: none">① 飛砂対策について② 名越坂踏切の長時間閉鎖時における対策について③ 材木座のまちづくりについて
本年度の地域の議題に関する回答	<ul style="list-style-type: none">① 1 がけ崩れ対策の行政の考え方 2 道路の舗装の状況把握と対応② 自治会・町内会及び地域福祉を担う民生委員等の後継者不在の難しさを抱えている現状をどのように対応すべきか③ 津波浸水区域内にある防災倉庫の対策について④ 一中坂の崖崩落について⑤ 材木座公会堂大規模改修の支援について⑥ 赤十字、赤い羽根等募金の徴収業務について

地域の懸案事項に関する報告

鎌倉南-R2-1	飛砂対策について
鎌倉南-R2-2	名越坂踏切の長時間閉鎖時における対策について
鎌倉南-R2-3	材木座のまちづくりについて

令和2年度ふれあい地域懇談会（第2部） 進捗状況報告書

番 号	鎌倉南-R2-1
テ ー マ	飛砂対策について
概 要	サンドバイパス工事及び懇談会の実施状況と、今後の飛砂対策予定について
担 当 部 課	環境部 環境保全課 都市整備部 道水路管理課

議題に対する回答等

令和元年度(2019年度)は台風の影響があり、海岸の砂が大きく削られました。このため、11月頃に周辺や滑川の河口に堆積した砂を、損失の大きかった由比ヶ浜海岸西側に移動させました。神奈川県は令和2年度(2020年度)についても引き続き工事を行うよう検討しています。

飛砂対策については、神奈川県藤沢土木事務所なぎさ港湾課が竹柵の設置等で対応していますが、令和元年度(2019年度)は台風の影響もあり、竹柵の補修対応のみとなっています。令和2年度(2020年度)は、竹柵の設置位置の変更や、二重の設置などが検討されています。

砂の堆積対応については、国道134号は神奈川県が対応し、トンネル部分(アンダーパス)は鎌倉市が対応しています。

トンネル内の砂の除去については、作業センターが実施しており、パトロールやご要望があった時などに年3~4回程度対応しているところです。

今後も海岸浸食や飛砂対策等に関する情報共有を行い、地元要望を反映できるよう、材木座自治連合会、神奈川県、鎌倉市が集う懇談会を早期に開催したいと考えており、適正な海岸保全に努めてまいります。

添付資料

令和2年度ふれあい地域懇談会（第2部） 進捗状況報告書

番 号	鎌倉南-R2-2
テ ー マ	名越坂踏切の長時間閉鎖時における対策について
概 要	意見交換会等、協議の状況について
担 当 部 課	防災安全部 総合防災課 都市整備部 道路課

議題に対する回答等

令和元年(2019年)8月に地元自治会と名越坂踏切の長時間閉鎖時の対応について、課題の共有と踏切閉鎖時の情報提供のあり方について意見交換を行いました。引き続き必要に応じて地元や関係機関と協議を行ってまいります。(総合防災課)

なお、道路整備については、新たに道路を築造しなければ解決できず、道路用地の確保等多くの課題があるため、実現は難しいと考えています。(道路課)

添付資料

令和2年度ふれあい地域懇談会（第2部） 進捗状況報告書

番 号	鎌倉南-R2-3
テ ー マ	材木座のまちづくりについて
概 要	材木座地区における防災減災対策について
担 当 部 課	防災安全部 総合防災課 まちづくり計画部 都市計画課

議題に対する回答等

令和元年度(2019年度)には地域の皆様の御意見を取り入れながら津波避難標識等の設置を行いました。市内の津波浸水区域に新たに建設される建物や既存の建物については、津波避難建築物の指定を進め、避難施設の確保に努めてまいります。

なお、津波による避難困難区域については、今後はハード面の整備を視野に入れながらこれまでの取組を継続し、津波避難施設の拡充及び避難経路の確保等、各種安全確保のための取り組みを推進します。(総合防災課)

材木座自治連合会からは、地域の安全に係る様々な課題について、御要望をいただいております。平成30年度(2018年度)から都市計画課が窓口になって、情報の共有や課題の整理を行っています。

今後も引き続き、個別の課題への対応と併せ、地域の防災まちづくり等への対応について話し合いを続けていくこととしています。(都市計画課)

添付資料

本年度の地域の議題に関する回答

鎌倉南-R2-1	1 がけ崩れ対策の行政の考え方 2 道路の舗装の状況把握と対応
鎌倉南-R2-2	自治会・町内会及び地域福祉を担う民生委員等の後継者不在の難しさを抱えている現状をどのように対応すべきか
鎌倉南-R2-3	津波浸水区域内にある防災倉庫の対策について
鎌倉南-R2-4	一中坂の崖崩落について
鎌倉南-R2-5	材木座公会堂大規模改修の支援について
鎌倉南-R2-6	赤十字、赤い羽根等募金の徴収業務について

令和2年度ふれあい地域懇談会 第3部 回答票

番 号	鎌倉南-R2-1
テーマ	1 がけ崩れ対策の行政の考え方 2 道路の舗装の状況把握と対応
内容詳細	<p>1 大町五丁目は山に囲まれている地域であり、大雨の後、がけ崩れ及び倒木が生活に大きな影響を与えており、その都度、市に相談するが山も持ち主が不明、連絡がとれない、とれても承諾がもらえない等の理由で前に進まない。このような状況を放置しておく、人命に関わり生活を守れない。市はもっと親身になって相談にのり、上記のような理由で、かつ現在は予算がつかないからで片づけてしまわないでほしい。</p> <p>良い条例がなければ、今後どのようにしたら良いのか市の考え方をお聞きしたい。</p> <p>2 大町5-17-6あたりの市道の舗装をしてほしい。以前から市役所に相談をしているが、進展がない。市民から同様の要請があったら、どのように対応しているのか。時間があつたら、現状を確認してほしい。</p>
担当部課	防災安全部 総合防災課 都市整備部 道路課

議題に対する回答等

- 1 民有地のがけ面に生えている樹木については、強風や大雨等で揺られることにより、がけ崩れや落石等の土砂災害を誘発する危険性を秘めています。

樹木の伐採等の日常管理を怠り土砂災害を発生させてしまい第三者に被害を与えてしまった場合には、民有地の所有者が被害者に対して賠償責任を負うことになります。

そのような結果を招かないために、鎌倉市では、民有がけ地の所有者に対し民有地の適正管理を呼びかけており、伐採工事費用・防災工事費用の助成を行う「鎌倉市既成宅地等防災工事資金助成事業」を活用し対応しています。

今後も、がけ面の適正管理を呼びかけると共に、助成事業を適正に実施していきます。（総合防災課）
- 2 道路舗装の修繕については、鎌倉市道路舗装修繕計画に基づき計画的に修繕しています。

同計画に位置付けられていない道路において要望等があった際は、緊急性のあ

るものから順次対応していることから、修繕には時間を要しています。

平成 30 年(2018 年) 6 月に御要望をいただいた際は、計画に位置付けていないことから部分的な補修を行ったところです。

また、現状については、改めて確認致します。(道路課)

添付資料

令和2年度ふれあい地域懇談会 第3部 回答票

番 号	鎌倉南-R2-2
テーマ	自治会・町内会及び地域福祉を担う民生委員等の後継者不在の難しさを抱えている現状をどのように対応すべきか
内容詳細	<p>団塊世代の高齢化及びに定年延長の現状で70歳以上でも大半の方が就労していることや、かつ健康問題や老齡のご家族の面倒を見ている等様々な事情に加え、小規模の町内会では該当者も極めて少なく限られているため、後継者探しに苦慮しているのが現状である。</p> <p>また、民生委員は自治会単位で配置しなければならないのか、町内会での見守り等の福祉活動での対応ではいけないのか等々についてお考えをお聞きしたい。</p>
担当部課	市民生活部 地域のつながり課 健康福祉部 生活福祉課

議題に対する回答等

地域コミュニティの活性化には、様々な役割を担う人材をより多く確保していくことが重要です。

市では、平成30年度（2018年度）に自治会町内会運営のポイントや他地区の先進事例の紹介、必要な手続きなど役に立つ情報を掲載したハンドブックを市民活動団体と協働事業で作成しました。担い手・後継者不足の解消に向けて、親子向けイベントの開催や子どもが同伴できる会議の開催など、各自治会町内会で創意工夫されている取り組みなども掲載しています。

また、自治会町内会同士が抱えている問題解決に向けた情報提供や意見交換を行う交流会も随時開催しています。

今後も、ハンドブックや手引きの作成、交流会などを企画し、自治会町内会の課題の解決に向けた支援ができるよう取り組んでまいります。（地域のつながり課）

民生委員児童委員は、民生委員法により定められた非常勤の地方公務員で、本市では定数を220人とし、担当区域は地域の実情に応じて決めています。

民生委員児童委員は、地域住民の生活状態を把握し、援助を必要とする人が福祉

サービスを適切に利用できるよう情報提供を行っていますが、住民の皆様が安心して相談できるよう守秘義務が課せられているとともに、福祉サービスに関する知識が必要となります。そのため、民生委員児童委員には、年間を通じて様々な研修を受けていただき、市民生委員児童委員協議会の一員として活動しています。

委員の委嘱に当たっては、地域の実情を知る方々からの推薦をいただくため、自治町内会等からの協力をお願いしているところです。（生活福祉課）

添付資料

令和2年度ふれあい地域懇談会 第3部 回答票

番 号	鎌倉南-R2-3
テーマ	津波浸水区域内にある防災倉庫の対策について
内容詳細	<p>辻町はハザードマップによれば8～10mの浸水区域である。そこに食料、水、発電機等々の備蓄品を納めた防災倉庫がある。万一の場合は水没する。</p> <p>他の自治会との共用使用で構わないので、水没しない場所での防災倉庫の設置を希望いたします。</p>
担当部課	防災安全部 総合防災課

議題に対する回答等	
<p>市では、自主防災組織が設置する指定防災倉庫について設置基準を設けております。</p> <p>その中で、倉庫を設置しようとする自主防災組織の区域の全部又は大半が津波浸水区域である場合、倉庫を自主防災組織の区域外に設置することもできるとしており、総合防災課及び倉庫を設置しようとする当該区域の自主防災組織の承諾を得ることが必要となります。</p> <p>設置の場合は、関係者で権限を有する者及びその付近の住民の承諾を得ること、都市公園や道路区域内に倉庫を設置する時は、設置予定場所の施設管理者と十分に打合せの上、施設の機能を損わないよう計画すること、防災資機材以外は保管してはならない等の条件があり、他の自主防災組織と倉庫の共有は原則としてできません。</p> <p>そのほか設置に伴い事前に手続きが必要となる場合がありますので、総合防災課まで御相談ください。</p>	
添付資料	自主防災組織が設置する防災倉庫に関する基準

自主防災組織が設置する防災倉庫に関する基準

(趣旨)

- 1 この基準は、市内の自主防災組織が、地震災害等の発生時において防災活動を行うために使用する防災資機材等を保管するための倉庫について、必要な事項を定めたものである。

(用語の定義)

- 2 この基準において用いる用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 自主防災組織

鎌倉市自主防災活動育成費補助金交付要綱（昭和 54 年 3 月 31 日告示第 94 号以下「補助要綱」という。）第 2 条に定めるものをいう。

- (2) 防災用資機材

補助要綱別表に定める防災資機材等の設備をいう。

- (3) 指定防災倉庫

自主防災組織が、設置する防災資機材を保管するための倉庫のうち、市長から指定を受けたものをいう。

- (4) 一般防災倉庫

自主防災組織が設置する指定防災倉庫以外の防災倉庫をいう。

(設置の条件)

- 3 指定防災倉庫を設置するときは、次の各号の定めるところによる。

- (1) 指定防災倉庫を設置する場所の関係者で権原を有する者及びその付近の住民の承諾を得ること。

- (2) 指定防災倉庫には、防災資機材以外は保管してはならない。

- (3) 都市公園や道路区域内に指定防災倉庫を設置するときは、次の条件によることとし、設置予定場所の施設管理者と十分打ち合わせの上、施設の機能を損なわないよう計画すること。

- ア 都市公園の場合

防災倉庫の規模は、当該都市公園の敷地面積の 2%以下で、かつ 10 m²未滿の面積とし、公園機能を阻害しない範囲とする。

- イ 道路区域内の場合

道路の構造又は交通に著しい支障を及ぼすおそれのない位置であること。

(指定防災倉庫の設置区域等)

- 4 指定防災倉庫の設置は、各自主防災組織の区域内とする。ただし、指定防災倉庫を設置しようとする自主防災組織の区域の全部又は大半が津波浸水区域である場合には、指定防災倉庫を設置しようとする自主防災組織の区域外に指定防災倉庫を設置することもできることとし、事前に、総合防災課及

び指定防災倉庫を設置しようとする当該区域の自主防災組織の承諾を得なければならない。

(指定の手続)

- 5 指定防災倉庫としての手続は、次の各号に定めるところによる。
 - (1) 自主防災組織は、指定防災倉庫を設置しようとする場合、補助要綱による手続きとともに、市長に指定防災倉庫指定申請書（様式）を提出して指定を受けるものとする。
 - (2) 市長は、前号の申請が指定防災倉庫に適合すると認めた場合は、申請者に通知するものとする。
 - (3) 申請者は、指定防災倉庫の設置が完了したときは、遅滞なく報告して、市長の検査を受けるものとする。
 - (4) 設置した指定防災倉庫には、当該倉庫の周囲より見やすい位置に総合防災課が指定標識（別図1）を掲示するものとする。
 - (5) 市長は、指定防災倉庫の仕様が適切でないとして認めた場合又は、防災倉庫の位置が防災上、管理上及びその他の理由で支障があると認めた場合は、あらかじめ当該倉庫の設置組織に通知の上、指定を解除することができる。
 - (6) 指定を解除された倉庫は、存続して設置することはできない。

(指定防災倉庫の仕様)

- 6 指定防災倉庫の仕様は、別に定める仕様書による防災倉庫とする。

(一般防災倉庫への準用)

- 7 一般防災倉庫を設置しようとする場合には、補助要綱による手続きの他、建築基準法等に定める手続きをとるものとし、建築完了後に「一般標識（別図2）」を5の(4)に準じて掲示するものとする。

(担当窓口)

- 8 自主防災組織が設置する防災倉庫に関する相談は、総合防災課を一括窓口とし、関係課との調整は総合防災課が自主防災組織に代わって行うものとする。

9 施行期日

この基準は、平成8年12月24日から施行する。

(平成8年12月24日鎌消警第356号)

この基準は、平成28年1月15日から適用する。

(平成28年1月15日鎌総合第1223号)

令和2年度ふれあい地域懇談会 第3部 回答票

番 号	鎌倉南-R2-4
テーマ	一中坂の崖崩落について
内容詳細	<p>一中は材木座地域の地震・津波避難場所の一つに指定されている。</p> <p>中学への通学路は避難通路となっているが、急勾配の崖斜面直下にあるため、崖崩落時には生徒、住民に甚大な被害が発生すること、避難路として使用不可能となることが予想される。</p> <p>本年には既に小規模な崩落が発生しており以前から材木座自治連合会、地元自治会から防止工事を要請していたが、改めて早急の防止工事を要請します。</p> <p>なお、最近逗子市小坪の海岸沿いの崖の崩落で散歩中の住民の死亡事故が発生したことは、ご承知の通りで一中坂の崖崩落の危険性は一段と強まっています。</p>
担当部課	防災安全部 総合防災課 教育部 学校施設課

議題に対する回答等	
<p>第一中学校通学路沿いの斜面地は私有地であることから、土地所有者の責任で安全対策を実施することが原則ですが、様々な課題等の検討を行ったところ、この場所に限っては、これまで市が実施してきた安全対策等の経過を踏まえ、市が安全対策を講じる必要があるとの一定の整理ができました。</p> <p>第一中学校通学路沿いの斜面地の安全対策として、新たな防災工事を施工するに当たっては、測量業務・予備設計・地質調査・詳細設計などを行う必要があります。令和2年度（2020年度）は「測量業務・予備設計」を行うこととしています。</p> <p>今後、関係機関との連携を図りながら、早期の工事着手に向けて取り組んでいきます。</p>	
添付資料	

令和2年度ふれあい地域懇談会 第3部 回答票

番 号	鎌倉南-R2-5
テーマ	材木座公会堂大規模改修の支援について
内容詳細	<p>材木座公会堂は大正7年に当時の材木座住民等の寄付で建設され、築102年を経た今日まで、地域コミュニティ施設として利用され続けている。</p> <p>本年3月には国の登録有形文化財として指定が答申された文化財的にも貴重な建築物でもある。</p> <p>また、各種選挙の投票所として使われ、風水害避難所としても指定されている。一方、多くの住民からは耐震性について不安の声も出されているため、材木座自治連合会は耐震検査やそれに伴う耐震補強工事を含めた大規模改修工事を行う予定である。平成28年に「名越クリーンセンター管理運営規定に関する確認書」を取り交わす際、市からは「地域的な課題について協議や配慮を行うもの」とされていることから以下の点に配慮をお願いしたい。</p> <p>1 工事費の支援について 公会堂の公共的な利用がなされていることから地元住民として応分の負担をしつつも、市の要綱に基づく補助金以外に別途支援をお願いしたい。</p> <p>2 旧材木座保育園跡地の利用について 旧材木座保育園跡地については津波避難施設建設の要望を出しているが、公会堂大規模改修工事中に於ける代替施設として利用させてほしい。</p>
担当部課	行政経営部 公的不動産活用課 市民生活部 地域のつながり課 文化財部 文化財課

議題に対する回答等

1 工事費の支援について

公会堂等の工事費については、「鎌倉市公会堂等建築改良工事費補助金」制度があり、公会堂の建て替えや修繕する際は、本制度をご活用いただくとともに、材木座公会堂が、令和2年に国の登録有形文化財としての登録が答申されたことから、登録有形文化財に係る補助金制度の活用など、様々な支援の方策を協議していき

いと考えています。（地域のつながり課、文化財課）

2 旧材木座保育園は、鎌倉市公的不動産利活用推進方針の中で売却することとしており、材木座公会堂の改良工事に伴う一時的な貸付けについては、売却に向けたスケジュールや施設の安全性等を勘案しながら、工事の具体的なスケジュールが決まった段階で検討します。（公的不動産活用課）

添付資料

令和2年度ふれあい地域懇談会 第3部 回答票

番 号	鎌倉南-R2-6
テーマ	赤十字、赤い羽根等募金の徴収業務について
内容詳細	<p>表記に加え、「歳末たすけ合い」募金等の徴収が自治会へ依頼されて行っていますが、徴収に際しての説明、領収証の発行、お金の管理、受け渡しなど、当番や会計の人たちの負担となっています。そもそも、自治会が徴収する理由がよく分からないのですが、何か根拠があれば説明頂きたく存じます。できれば東水会としてはこの業務を止めたいと考えています。よろしく願いいたします。</p>
担当部課	健康福祉部 生活福祉課

議題に対する回答等	
<p>赤十字の活動は、地域福祉やボランティア活動など地域に根ざした活動を行っており、災害時には自治会や地域住民の方々と協力して救護活動を展開するなど、地域と密接な関わりがあります。また、赤い羽根及び歳末たすけあい共同募金については、市社会福祉協議会の事業ですが、赤十字の活動と同様に地域福祉の取組みの一つとなっています。</p> <p>誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、自治会町内会へこれらの活動資金の募集や募金のお願いをさせていただいており、強制ではありませんが、御協力をお願いします。</p>	
添付資料	